

京都市告示第678号

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、京都府との間において、計量法に基づく事務の委託に関する規約を次のとおり定めます。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市と京都府との間の計量に係る事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、京都市（以下「甲」という。）は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく甲の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を京都府（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担し、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定める。この場合において、乙は、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付しなければならない。

(手数料)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、全て乙の収入とする。

(協議)

第5条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。
- 3 計量行政が将来にわたり安定的に運営されるためには、甲と乙との適切な役割分担及

び相互の協力が不可欠であるという認識の下、当該安定的な計量行政の運営のために必要な経費については、甲と乙とがそれぞれの役割分担を踏まえて、適切に負担するものとする。

(計量検査所)